

公 示 (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下、「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、応募資格を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2022年7月29日

独立行政法人国際協力機構
東北センター 契約担当役 所長

調達管理番号	22c00509000000
調達件名	2022年度タイフォローアップ研修「課題別研修スポーツを通じた障害者の社会参加の促進(A)」コースにおける委託契約に係る参加意思確認公募について
業務内容	別紙1「業務仕様書」による
契約履行期間 (予定)	2022年9月1日～2023年1月31日
選定方法	参加意思確認公募（詳細は別紙1による）
特定者	一般社団法人コ・イノベーション研究所
応募資格	公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。 その他、細則参加資格及び業務仕様書に記載の応募要件に該当すること
参加意思確認書提出期限	2022年8月12日（金）17:00まで
契約担当部署	東北センター 総務課 電話番号：022-223-5775 メールアドレス： thictad@jica.go.jp
その他	その他詳細は別紙1による
独立行政法人 国際協力機構 契約事務取扱 細則参加資格	応募をもって、以下のいずれにも該当しないことに誓約したものとみなします。 (1) 当該契約を締結する能力を有しない者 (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

	<p>(3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者</p> <p>(4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>
<p>情報の公表について</p>	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>

以 上

2022 年度フォローアップ研修「課題別研修スポーツを通じた障害者の社会参加の促進 (A)」コースにおける委託契約に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東北センター（以下、「JICA 東北」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進 (A)」コースの帰国研修員に対して、所定の案件目標、及び帰国研修員が作成したアクションプランを現地にて達成するべく、セミナー等を通じた研修及び現地での帰国研修員支援を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般社団法人コ・イノベーション研究所（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、2016 年度より JICA 東北で所管している課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進」コースについて、所管開始当初より主たる講師を担い、2019 年度からは受託・実施してきました。併せて 2019 年度にはウズベキスタンを対象とした本研修のフォローアップ研修も受託・実施しています。その他にも、全国各地で各種障害者スポーツ指導員の育成や数多くの関連した研修提供・調査の実績があり、本フォローアップ研修実施に必要な不可欠な知見・技術が豊富に集約されています。加えて、過年度の講師及び研修受託の経験から、帰国研修員との繋がりを有し、タイ及び周辺国における帰国研修員の活動状況・事例等の情報が多く蓄積されており、帰国研修員・所属組織と協力・連携した、質の高いフォローアップ研修が可能です。

前述の背景から、同社は日本国内のスポーツを通じた障害者の社会参加促進での産学官ネットワークを有し、フォローアップ研修においても効果的な計画・実施を行う事の出来る団体であり、併せて、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2022 年度フォローアップ研修「課題別研修スポーツを通じた障害者の社会参加の促進 (A)」コースにおける委託契約
- (2) 案件概要：別紙 2 「委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2022 年度）：
現地業務期間（予定）2022 年 10 月 11 日～2022 年 10 月 22 日
- (4) 契約履行期間（2022 年度）：

2022年9月1日～2023年1月31日（予定）

※ 契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

- ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
- エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維

持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

- (2) その他の要件：
特になし。

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2022年8月12日(金)17:00まで
	提出場所	JICA 東北 総務課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁 統一資格を有していない者は、参加意思確認 書に記載の提出資料一式(写し可)
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	電子メール又は郵送 ※いずれも提出期限内に受領したものに 限る
(2) 審査結果 の通知	通知日	2022年8月17日(水)
	通知方法	電子メール
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求場所	JICA 東北 総務課
	請求方法	電子メール又は郵送 ※いずれも請求期限内に受領したものに 限る
	請求締切日	2022年8月24日(水)17:00まで
	回答予定日	2022年8月31日(水)
	回答方法	電子メール又は郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2022 年度フォローアップ研修「課題別研修スポーツを通じた障害者の社会参加の促進 (A)」コースにおける委託契約 業務概要

1. 案件概要

(1) 案件名：2022 年度フォローアップ研修：課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進 (A)」コース

(2) 案件目標：フォローアップ研修対象となる帰国研修員及びカウンタパートが、障害者のエンパワメントや障害者と非障害者の交流を通じた障害者の社会参加を進めるツールとしてのスポーツを幅広く学び、自国で適用可能な障害者スポーツ・インクルーシブスポーツの各種ルールや指導法、指導員育成、教材開発に関する知識・技術を身に付けると共に、各自のアクションプランの達成を支援する。

(3) 単元目標 (成果)：

1. 帰国研修員、及びその配属先関係者へのインタビューや活動視察を通じ、研修員の現場を取り巻く具体的状況、ニーズを把握し、帰国研修員のアクションプラン達成に向けた活動支援を行う。
2. 障害者スポーツに係るセミナー等の開催により、帰国研修員の帰国後の取り組み支援、及び研修員の能力強化を通じて、タイ及び周辺国のスポーツを通じた障害者の社会参加促進の質の改善を図る。
3. 本課題別研修のカリキュラム改善に向けた対応策を取りまとめる。

(4) 実施期間 (予定)：

全体期間 2022 年 10 月 11 日～10 月 22 日

(5) 使用言語：以下の通りを想定している。

- ① 各種フォローアップ研修に必要な手配及び帰国研修員・現地関係者との確認・調整・・・英語
- ② 帰国研修員等を対象にしたセミナー及びワークショップの提供・・・英語あるいは日本語。委託者は日本語⇄英語の通訳を手配することも可とする。
- ③ タイ帰国研修員及び彼らの所属先へのヒアリング・・・英語あるいは日本語。(一部タイ語の可能性あり) 委託者は日本語⇄英語(あるいは日本語⇄タイ語)の通訳を手配することも可とする。

(6) 契約金額：機構が定める研修実施経費基準に基づき積算した見積書をもとに、契約交渉を経て決定する。

(7) 本研修の目的：

本フォローアップ研修は、課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進 (A)」に過年度に参加したタイ及び周辺国の帰国研修員を対象に、スポーツ

を通じた障害者の社会参加の促進に対する理解促進及びアクションプラン実現のためのフォローアップを行うものである。

アジア太平洋地域には、およそ 4 億人の障害者（10 人に 1 人）がいるといわれている。その多くは教育や就労など社会参加の機会も乏しく、必要なサービスを受けられない状況にあるとされている。タイ王国においては、特別なニーズを持つ人々が施設の外で生活し、地域社会の一員として活躍している実績は数多くは確認されていない。その傾向は特に自閉症、知的障害、精神障害などのある女性や女兒において顕著であり、彼女らやその家族は社会参加に大きな障壁を感じている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大により、その傾向は強化されている。

スポーツは、これらの課題に対し、障害者自身が自分の能力に対する自信や自尊感情、自己有用感及び自己効力感を強めることで、障害者の自立を促進する。課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進（A）」は、障害者スポーツやインクルーシブ・スポーツをツールとして、障害者のエンパワメントや障害者と非障害者の交流を通じた障害者の社会参加を進めることを目指している。

同課題別研修では、2020 年度及び 2021 年度は新型コロナウイルスの感染拡大下で、オンラインで研修を提供したが、本研修はスポーツをテーマとしたものであり、対面による実技講習が理解促進には不可欠である。加えて、2020 年度及び 2021 年度研修員は遠隔研修中に日本における好事例の視察や関係者との意見交換も十分に実施できたとは言い難い。そのため、本フォローアップ研修では、タイ及び周辺国の 2020 年度及び 2021 年度研修員をタイ・バンコクに呼びよせ、実技を中心としたセミナーを提供し、帰国研修員の理解浸透を図る。さらに本セミナーは、帰国研修員の配属先であるバンコクにて活動するアジア太平洋障害者センター（APCD：Asia-Pacific Development Center on Disability）の協力の元、開催される。アジア太平洋障害者センターは、2002 年にアジア太平洋地域を対象に、障害者が社会から疎外されることなく、その能力を発揮できる社会の実現に向けた JICA の技術協力プロジェクトの一環としてバンコクに設立された団体であり、同地域内の障害者当事者組織と支援組織、各国政府などが連携する拠点となっている。加えて、同団体はスポーツを活用した障害者の社会参加促進を活動の柱としている。そのため、アジア太平洋障害者センターの活動理解及び関係者との意見交換は、タイ周辺国の研修員にとって自国の適用に大いに参考になることが期待される。また、本研修では、同分野の理解深化に加え、アクションプラン達成のためのコンサルテーション等、研修員の目標達成に向けた支援も行う。

2. フォローアップ研修内容

【事前活動】

帰国研修員：アクションプラン進捗状況発表準備

調査団員：セミナー等開催準備、帰国研修員及び関係者との調整

【タイでの活動】

1. タイ及び周辺国の帰国研修員、帰国研修員カウンターパートらを対象とした指導者育成セミナー実施（5日間）

- （1）すでにタイで普及実績のある卓球バレーを含むインクルーシブスポーツと目的に応じた活用法
- （2）障害児・者の運動導入事業案作成演習
- （3）多様な参加者を想定したファシリテーションスキル強化
 - ① タイにおけるスポーツを活用した障害者の社会参加促進好事例視察
 - ② 帰国研修員及び所属先関係者への活動状況ヒアリング
 - ③ アクションプラン達成に向けた帰国研修員向けワークショップ

【タイ渡航後活動】

帰国研修員：タイでの活動にてブラッシュアップしたアクションプランの実施。

調査団員：課題別研修改善に向けた提案の取りまとめ及び報告書作成。

3. 委託業務の範囲及び内容

（1）契約履行期間

2022年9月1日～2023年1月31日（予定）

（上記期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

（2）業務の概要

本研修においては、次の活動実施を予定している。

- ① タイ及び周辺国の帰国研修員、帰国研修員カウンターパートらを対象とした指導者育成セミナー実施（5日間）

卓球バレー等のスポーツをツールとした障害者の社会参加促進方法について、実務者向けのセミナーを実施する。想定するセミナー内容については、「2. フォローアップ研修内容」に記載の通りとする。

- ② タイにおけるスポーツを活用した障害者の社会参加促進好事例視察
帰国研修員が自国でのスポーツを通じた障害者の社会参加の促進に向けた知見や技術の適用を推進するため、バンコクにおける好事例となる活動あるいは施設を委託者が選定し、見学する。視察先では、参加者の理解を深めるために関係者からの説明や帰国研修員との意見交換の機会を設ける。

- ③ 帰国研修員向けアクションプランフォローアップワークショップの開催
本邦研修で研修員が作成したアクションプランの進捗や帰国後の活動状況、またそれらにおいて本研修で得たことがどのように活用できたのか等を発表、帰国研修員間で共有することを通じ互いの経験から学びあう機会とするとともに、研修カリキュラムの改善検討に活用する。

- ④ 帰国研修員及び所属先関係者への活動状況ヒアリング

帰国研修員職場を訪問し、研修員及び管理職から取り組みの状況や課題について確認する。聞き取った内容をもとに今後の課題別研修計画の改善に向け

た提案を検討し、取りまとめる。

上記活動等を通じ、帰国研修員の取り組みが促進されるよう支援するとともに、JICAによるスポーツを通じた障害者の社会参加促進について対外成果発信、及びタイ国内のスポーツを通じた障害者の社会参加促進の質の改善を図る。

(3) 詳細

本業務の業務従事者は、課題別研修の仕組み、手続き及びこれまで実施された課題別研修「スポーツを通じた障害者の社会参加の促進 (A)」の内容を十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議、調整しつつ、担当分野に係るフォローアップ研修実施のために必要な以下の業務を行う。また、本業務従事者は、他調査団員の担当業務を含めた報告書 (案) 全体の取りまとめを行う。具体的業務事項は以下の通りとする。

① 事前事後、及び研修期間全体

(ア) 研修実施全般に関する業務として以下の業務を行う。

- i. 研修実施に必要な経費の見積り、精算
- ii. 当機構その他関係機関との連絡・調整
- iii. 帰国研修員との連絡・調整
- iv. 研修日程調整及び日程表の作成

(イ) ワークショップ、セミナー開催に関する業務として以下の業務を行う。

- i. 講師の選定・確保
- ii. 講師へのセミナー依頼文書の発出
- iii. ワークショップ、セミナー会場の手配、精算
- iv. セミナーテキスト、資機材、参考資料の準備・確認 (翻訳依頼、印刷、著作権処理を含む)
- v. セミナー実施時の講師への対応
- vi. 講師謝金の支払い

(ウ) 調査団員、及び関係者との打ち合わせや対処方針会議等に参加する。

② 国内準備期間 (2022 年 9 月～10 月)

(ア) 過去の当該課題別研修実施実績、研修員アクションプラン、研修評価会資料、モニタリングシート、業務完了報告書等を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目票の作成、フォローアップ対象となる帰国研修員に対する質問票 (案) を作成する。

(イ) 現地で開催するワークショップ、セミナー開催内容を把握の上、必要な開催準備支援を行う。ワークショップ、セミナーの進行・ファシリテーション方法については予め具体的に検討を行う。

③ 現地業務期間（2022年10月11日～22日）

(ア) JICA タイ事務所、調査団員等との打ち合わせに参加する。

(イ) タイ側関係機関との協議、及び現地関係機関視察、帰国研修員職場訪問に参加する。また、議事録を作成する。

(ウ) ワークショップ、セミナー開催準備状況（会場・各種手配状況・ロジ確認現地関係者との進行最終確認等）、帰国研修員職場訪問に係る手配状況（現場・各種ロジ確認等）を確認する。

(エ) アクションプランフォローアップワークショップにおいて進行、帰国後の取り組みを参加者全体で共有、学びあいの場とすべくファシリテーションを行う。また議事録を作成する。

(オ) セミナーが円滑に実施されるよう現地事務所関係者と共に必要なロジを行う。また、セミナー開催記録を作成する。

(カ) 帰国研修員職場訪問が円滑に実施されるよう帰国研修員、及び所属先との調整を行う。訪問録を作成する。

(キ) 担当分野に係る情報・資料収集（研修員帰国後取り組み・実践に関すること）や帰国研修員職場訪問等を通じ、帰国研修員が有する本課題別研修コースに対する改善ニーズ・要望を把握する。

(ク) フォローアップ研修報告（案）の作成に協力する。

(ケ) 担当分野に係るフォローアップ研修結果を JICA タイ事務所等に報告する。

④ 帰国後整理期間（2022年11月上旬～2023年1月下旬）

(ア) 今後の本課題別研修コースのより良い運営に向けた改善案の作成に協力する。

(イ) フォローアップ対象となる帰国研修員に対する質問票の回答内容を整理、分析する。

(ウ) 帰国報告会、国内打ち合わせに出席し、研修結果を報告する。

(エ) フォローアップ研修報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

(4) 本研修においては、次の担当業務、業務従事日数（業務従事人日）を想定している。

- ① 担当業務：総括・障害者スポーツ指導者
業務日数：事前準備・事後整理期間5日、現地技術研修期間7日
- ② 担当業務：各種手配含む事務管理者
業務日数：事前準備・事後整理期間5日、現地技術研修期間2日

4. 成果品等

本契約における成果品は以下の通りです。

┆ 担当分野に係るフォローアップ研修報告書（案）（和文）

電子データをもって提出することとする。

5. 見積書作成に係る留意点

本業務の積算を行うにあたっては「研修委託契約における見積書作成マニュアル（2022年3月版）」

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/ku57pq00001zekwt-att/guideline_estimate.pdf）を参照願います。留意点は以下の通りです。

(1) 航空券及び日当・宿泊料等

- ① 航空券は契約に含みません。（航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準としています。）
- ② 日当は別途支給します。
- ③ 調査団員、及び帰国研修員の現地での宿泊料は契約に含みません。

6. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2022年10月11日～22日を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は以下の通りです。

- ア) 総括・障害者スポーツ指導者（委託者）
- イ) 各種手配含む事務管理者（委託者）
- ウ) 業務調整（JICA）

④ 便宜供与内容（案）

JICA タイ事務所による便宜供与事項は以下の通りを想定しています。

- ア) 空港送迎 なし（委託者手配）
- イ) 宿舎手配 あり
- ウ) 車両借り上げ なし（委託者手配）
- エ) 通訳傭上 なし（委託者手配。日本語－英語あるいは日本語－タイ語）
- オ) 執務スペースの提供 なし

（２） その他

① 現地業務期間中は安全管理及び感染対策に十分留意してください。現地の治安・感染状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意することとします。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」も渡航予定の業務従事者を登録してください。

② 本業務の実施にあたっては「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。

③ 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

以 上